議案第１０号

那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日提出

那須烏山市長　川　俣　純　子

那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日

那須烏山市条例第　号

那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第123号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	現　　行
（事業系一般廃棄物の処理） **第7条**　略 ２　市長は、法第６条の２第７項の規定により規則で定める多量の事業系一般廃棄物を生じる事業者に対しては、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物の運搬すべき場所及び当該事業系一般廃棄物の運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。	（事業系一般廃棄物の処理） **第7条**　略 ２　市長は、法第６条の２第５項の規定により規則で定める多量の事業系一般廃棄物を生じる事業者に対しては、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物の運搬すべき場所及び当該事業系一般廃棄物の運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
（非常災害廃棄物処理受託者等による生活環境影響調査結果の縦覧等） **第20条**　次に掲げる者（以下「非常災害廃棄物処理受託者等」という。）に係る法第９条の３の３第３項（同条第４項及び第５項の規定により法第９条の３第９項の規定を読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第９条の３の３第１項又は第２項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下この条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（非常災害廃棄物処理受託者等に係る一般廃棄物処理施設が令第５条の６の２各号に掲げる施設である場合にあっては、法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類とする。以下この条において「報告書」という。）の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設（以下この条において「施設」という。）の種類は、令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。 ⑴　法第９条の３の３第１項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第３項後段の規定による処分の委託を受けた者 ⑵　法第９条の３の３第２項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６	（災害廃棄物処分受託者　　による生活環境影響調査結果の縦覧等） **第20条**　　法第９条の３の３第２項（同条第３項　　の規定により法第９条の３第９項の規定を読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第９条の３の３第１項　　に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下この条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（　　以下この条において「報告書」という。）の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設（以下この条において「施設」という。）の種類は、令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

条の２第５項後段の規定による処分の委託を受けた者	
２　非常災害廃棄物処理受託者等 は、法第９条の３の３第３項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。	２　市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下この条において「災害廃棄物処分受託者」という。）は、法第９条の３の３第２項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
⑴　当該非常災害廃棄物処理受託者等の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その名称及び代表者氏名並びに登記された事務所又は事業所の所在地）	⑴　当該災害廃棄物処分受託者　の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その名称及び代表者氏名並びに登記された事務所又は事業所の所在地）
⑵～⑽　略	⑵～⑽　略
３　非常災害廃棄物処理受託者等は、法第９条の３の３第３項の規定により報告書を公衆の縦覧に供するときは、当該報告書に法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。	３　災害廃棄物処分受託者　は、法第９条の３の３第２項の規定により報告書を公衆の縦覧に供するときは、当該報告書に法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。
４　縦覧場所は、次に掲げる場所とする。	４　縦覧場所は、次に掲げる場所とする。
⑴　非常災害廃棄物処理受託者等の事務所	⑴　災害廃棄物処分受託者　の事務所
⑵・⑶　略	⑵・⑶　略
５　略	５　略
６　法第９条の３の３第３項の規定により施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書（以下この条において「意見書」という。）の提出先は、次に掲げる場所とする。	６　法第９条の３の３第２項の規定により施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書（以下この条において「意見書」という。）の提出先は、次に掲げる場所とする。
⑴　非常災害廃棄物処理受託者等の事務所	⑴　災害廃棄物処分受託者　の事務所
⑵　略	⑵　略
７　略	７　略
８　市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非常災害廃棄物処理受託者等をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書及び第３項の規定により添付する書類の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施についてその長と協議するものとする。	８　市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害廃棄物処分受託者　をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書及び第３項の規定により添付する書類の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施についてその長と協議するものとする。
⑴～⑶　略	⑴～⑶　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。